

くしろ長期滞在ビジネス研究会 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 くしろ長期滞在ビジネス研究会（以下「研究会」という。）の運営基盤の強化を図るため、研究会ホームページなどの資産を広告媒体として活用し、研究会会員内外から広告を有料で掲載及び掲出する事業（以下「広告事業」という。）を行う。掲載についての基準等は、この要領の定めるところによる。

(広告媒体)

第2条 広告事業を実施することができる研究会の資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 研究会が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (2) その他研究会の指定するもの（以下「その他」という。）

(広告の対象)

第3条 次に掲げる広告のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 意見広告
- (2) 名刺広告
- (3) 政党・政治団体の広告及び選挙関連の広告
- (4) 宗教団体の広告
- (5) 消費者金融に関する広告
- (6) クレジット（キャッシングローンを含む。）に関する広告
- (7) 商品先物取引に関する広告
- (8) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で販売されたことのある商品等の広告
- (9) 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっており、又はマスコミ等で問題となっている会社、団体等の広告
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業（もっぱら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。）、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の広告
- (11) 不動産取引に関する広告（市内での実績と信用力のあるものの広告を除く。）
- (12) 美観風致を損なうおそれのある広告
- (13) 法令等に違反する広告及びそのおそれのある広告
- (14) 公序良俗に反する広告及びそのおそれのある広告
- (15) 人権侵害となる広告及びそのおそれのある広告
- (16) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと研究会が認める以下の広告
 - ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
 - オ 占い、運勢判断などに関するもの
 - カ 通貨及び郵便切手の複写の使用
 - キ 謝罪、釈明などのもの
 - ク 尋ね人、養子縁組などのもの
 - ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - コ たばこに係るもの
 - サ 興信所、探偵事務所などのもの
 - シ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者に関するもの

- ス インターネット異性紹介事業を利用して、児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- セ 違法又は不適当な行為により営業停止、その他の不利益処分を受けている者に関するもの
- ソ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
- タ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- チ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- ツ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- テ 他人名義の広告
- ト 人材募集広告
- ナ その他社会的に不適切なもの

（広告掲載希望者の募集）

第4条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等への掲載により公募するものとする。

（広告掲載等の申込み等）

第5条 広告掲載希望者は、くしろ長期滞在ビジネス研究会広告掲載等申込書（様式第1号）に広告媒体に掲載をしようとする広告案を添付して、研究会に申し込むものとする。

2 広告案は、広告掲載基準（別紙）に適合したものでなければならない。

（広告掲載の決定）

第6条 研究会は、前条の規定による申し込みがあったときは、申し込みの内容がこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、適合となる広告のうち、掲載する広告の決定は、研究会広告媒体への掲載を希望する団体が複数の場合、先着順とする。なお、同日に申し込みがあり、かつ掲載料金に区分がある場合は、研究会運営基盤強化の観点から、広告掲載額の高い区分に該当する企業等の広告を優先する。

（広告掲載の決定通知等）

第7条 研究会は、前条の規定により掲載の可否を決定した場合は、申込者に対し、その決定の内容を通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、研究会が別に指定する期日までに、バナー広告の画像データ（以下「広告原稿」という。）を作成し、提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主が負担するものとする。

2 研究会は、規定による確認の結果、広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先のホームページの内容等の変更を求めることができる。

（広告料の納付）

第9条 広告主は、掲載の決定後、研究会の指定する期日までに、広告料を一括して前納するものとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告内容の変更）

第10条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日の20日前までに、研究会に掲載しようとする広告案を添えて提出しなければならない。

2 研究会は、前項の規定による申込みを受けた場合は、広告の内容又はリンク先のホームペ

ージの内容を審査し、必要に応じて広告主に対し変更を求めることができる。

3 研究会は、前項の規定による審査を行った結果、掲載を承認した場合は、広告主に対しその決定の内容を通知する。

(広告主の義務)

第11条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第12条 研究会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 第8条第2項及び第10条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) 広告主が研究会の信頼を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (5) 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (6) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (7) 広告主の事業、広告データの内容及びリンク先ホームページの内容が要綱第3条の規定に該当するとき
- (8) 研究会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき
- (9) その他、ホームページへ掲載する広告として適切でないと研究会が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合によりホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日の10日前までに研究会に対し、広告掲載停止申込書(任意様式)を提出しなければならない。

(仕様)

第14条 各広告媒体へ掲載する広告原稿の仕様は以下のとおりとする。

- (1) ホームページについては、以下のとおりとする。

ア サイズ 縦80ピクセル×横450ピクセル

イ 形式 gif、jpg、png

ウ 容量 100KB以下

- (2) その他については、都度定める。

(広告媒体への掲載期間及び掲載料金)

第15条 広告媒体への掲載期間及び掲載料金は、会員、非会員の2区分とし、以下のとおりとする。

- (1) ホームページへの掲載期間及び掲載料金は、以下のとおりとする。

ア 会員 ※掲載優先順位2位

掲載期間	掲載料金	備考
1か月	5,000円	
6か月	25,000円	1か月分相当額を免除
12か月	50,000円	2か月分相当額を免除

イ 非会員 ※掲載優先順位 1 位

掲載期間	掲載料金	備考
1 か月	10,000円	
6 か月	50,000円	1 か月分相当額を免除
12 か月	100,000円	2 か月分相当額を免除

(2) その他については、都度定める。

(広告掲載料の返還)

第16条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

広告掲載基準

(デザイン、文案等の基準)

第1条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載等をする広告のデザインに用いてはならない。

(1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係かつ必然性のないもの。ただし、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。

- (2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- (3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (4) ギャンブル等を肯定する表現
- (5) 青少年の人体、精神又は教育に有害な表現

2 次に掲げるものは、広告媒体に掲載等をする広告の文案に用いてはならない。

(1) 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例:「世界一」「一番安い」「当社だけ」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)

(2) 投機心、射幸心を著しくあおる表現

例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

(3) 虚偽の内容の表示

(4) 責任の所在が明確でない表現

(5) 広告の内容が明確でない表現

(6) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現

(7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない表現

(表示内容の共通事項)

第2条 広告媒体に掲載等をする広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(2) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じ、広告媒体に掲載等をする広告のデザイン、文案等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めることができる。